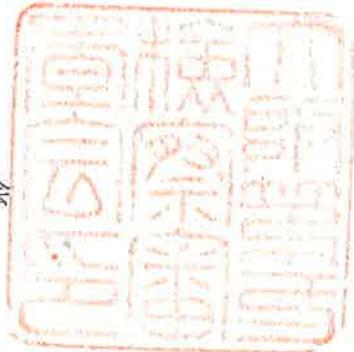


大阪第一検審第39号

平成31年3月29日

審査申立人 阪口 徳雄 様

大阪第一検察審査会



議決の要旨について（通知）

被疑者美並義人外6名に対する背任、証拠隠滅教唆被疑事件及び被疑者氏名不詳者に対する証拠隠滅被疑事件の不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は、平成31年3月15日に議決しましたので、その要旨を別添のとおり送付します。

なお、他の申立人に議決の要旨の通知はしておりませんので申し添えます。

（添付書類）

議決の要旨 1部

平成 30 年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第9号

申立書記載罪名 背任

検察官裁定罪名 背任

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第1号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第2号

以上、検察官裁定罪名 背任、証拠隠滅教唆

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第3号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第4号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第5号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第6号

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第7号

以上、検察官裁定罪名 証拠隠滅教唆

平成 31 年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第8号

検察官裁定罪名 証拠隠滅

以上、検察審査会認定罪名 背任、証拠隠滅教唆、証拠隠滅

議決年月日 平成 31 年 3 月 15 日

議決書作成年月日 平成 31 年 3 月 28 日

議決の要旨

審査申立人

阪口徳雄、上脇博之、菅野園子、

高須賀彦人、小林徹也、岩佐賢次、

前川拓郎, 愛須勝也

被疑者（平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第1号）

美並義人

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第9号, 平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第3号）

武内良樹

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第9号, 平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第4号）

田村嘉啓

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第9号, 平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第5号）

三好泰介

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第9号, 平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第6号）

池田靖

被疑者（平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第2号）

加藤隆司

被疑者（平成30年大阪第一検察審査会審査事件（申立）第9号, 平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第7号）

安地克巳

被疑者（平成31年大阪第一検察審査会審査事件（職権）第8号）

氏名不詳者

不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 檢察官検事 伊吹栄治

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 葛井重直

上記被疑者らに対する背任, 証拠隠滅教唆, 証拠隠滅被疑事件（大

阪地検平成29年検第12218号ないし12225号)につき、平成30年5月31日上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人らの平成30年大阪第一検察審査会審査事件(申立)第9号(大阪地検平成29年検第12219号ないし12222号、12224号。なお、申立人らは背任被疑事件に関してのみ審査を申し立てたもの)の申立て及び当検察審査会が職権で立件した平成31年大阪第一検察審査会審査事件(職権)第1号ないし8号(大阪地検平成29年検第12218号ないし12225号)を併合して審査を行い、次のとおり議決する。

議決の趣旨

1 背任罪について

- (1) 被疑者三好泰介及び同池田靖に対する本件各不起訴処分はいずれも不当である。
- (2) 被疑者美並義人、同武内良樹、同田村嘉啓、同加藤隆司及び同安地克巳に対する本件各不起訴処分はいずれも相当である。

2 証拠隠滅罪及び証拠隠滅教唆罪について

本件各不起訴処分はいずれも相当である。

議決の理由

1 被疑事実の要旨

(1) 背任罪について

被疑者らは、国有地を売却するに当たっては売却対象の土地の価格について十分な調査をして適正な価格で売却し国が損害を被ることがないようにすべき任務があるのに、その任務に背き、学校法人森友学園理事長らと共に謀の上、同学園の利益を図り、かつ、国に損害を加える目的で、大阪府豊中市所在の国有地の売却価格1億3400万円が同土地の更地価格9億5600万円に比して

著しく低廉な価格であることを知りながら、平成28年6月20日、同土地を同学園に1億3400万円で売却し、もって国に財産上の損害をえたものである。

(2) 証拠隠滅罪について

被疑者氏名不詳者（近畿財務局管財部職員）は、平成29年2月頃から同年7月12日頃までの間、大阪市内の近畿財務局において、背任告発事件の証拠である、大阪府豊中市所在の国有地の売却に係る近畿財務局と森友学園間との交渉記録、近畿財務局内で作成された報告・検討文書等を廃棄又は隠匿し、もって他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した。

(3) 証拠隠滅教唆罪について

被疑者美並義人、同加藤隆司、同武内良樹、同田村嘉啓、同三好泰介、同池田靖及び同安地克巳は、共謀の上、前記(2)記載の日時・場所において、前記(2)記載の被疑者に対して、前記(2)記載の交渉記録等を廃棄又は隠匿するように指示してこれらを実行させ、もって他人の刑事事件に関する証拠の隠滅を教唆した。

2 檢察審査会の判断

(1) 背任罪について

ア 財産上の損害について

（イ）廃棄物の撤去処理費用について

検察官は、廃棄物の撤去処理費用について、大阪航空局による積算の正確性に関しては、廃棄物の処分単価、数量、深さ、混入率及び間接工事費のいずれについても問題があるとする一方で、適正と見得る廃棄物の撤去処理費用を複数のパターンで試算したところ、処分単価等の数値が適正であるかどうかは多分に評価的で、評価者により、相当の開きが生じるため、本件

における合理的で適正である数値を確定的に主張、立証することは困難であるとする。そして、学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）と利害関係のある業者による撤去処理費用の見積額も不合理とは言えないとした。

しかしながら、検察官の試算結果と前記業者による見積額との間には大きな隔たりがあるとともに、検察官の試算の前提条件は、対象となる土地の用途が宅地のものもあれば明確でないものもある。本件国有地は小学校として利用されることが確実であるところ、これを前提とした場合に、前記業者の見積内容ほどの工事が必要か否かの検証がなされていない。かつ、本件と利害関係のない他の建設業者のみならず、教育あるいは保健機関の意見も参考にし客観性のある試算を行うなど廃棄物の撤去処理費用について、さらに捜査を尽くすべきではないかと考える。

(イ) 損害賠償義務について

検察官は、森友学園の代理人弁護士の供述から、国が10億円近い規模の損害賠償責任を負うことになった可能性を否定できないとする。

しかしながら、その金額に具体性はなく、同弁護士は、国を相手にする訴訟は相当厳しいものになると認識していたことがうかがえる。

そもそも、国が森友学園に対する有益費の支払いの対象とした同学園と同学園が発注した業者との間で締結された地下埋設物撤去等工事契約（発注書）において、本件で問題とされる生活ゴミは、契約の範囲外とされていたことを考慮すれば、その責任の全てを国が負うと考えるのは納得ができない。検察官は、

さらにこの点につき検討すべきである。

イ 国に財産上の損害を与えることについての故意

(ア) 被疑者池田靖（以下「池田統括」という。）、同三好泰介（以下「三好上席」という。）及び同安地克巳（以下「安地補佐」という。）について

検察官は、池田統括について、森友学園側の代理人弁護士から小学校開校遅延に伴う損害賠償請求額が10億円程度になる可能性があると指摘された後、近畿財務局（以下「近財」という。）の統括法務監査官や国有財産訟務官、財務省本省の顧問弁護士らに意見聴取し、いずれも損害賠償請求を受ける可能性が高い旨の回答を受けており、その額は、本件国有地の更地価格から差し引いた8億2000万円を大きく超えていたとの弁解を排斥することは困難であるとする。

しかしながら、地下埋設物の撤去処理費用及び国の損害賠償額は、いずれも上記(1)アにおいて述べたとおり、調査、検討が尽くされたものとは言い難く、池田統括が真に国に財産上の損害が生じると考えていなかつたのであれば、近財幹部職員及び財務省本省職員らにも詳細を説明し、その判断を仰いでいたと考えられるところ、これをしていないのは、事実を隠さなければ、国に損害が発生するとして売払いを止められるとの認識があったからではないかと思われる。また、三好上席についても池田統括とともに売払価格を約1億3000万円に近づけるべく手続きを進めており、同金額が適正な対価ではないと認識し、かつ大阪航空局の担当者にも地下埋設物の撤去費の積算金額を上積みするよう指示するなどしていたものである。

この点、安地補佐は、森友学園側の代理人弁護士から本件土

地を森友学園が買い受ける提案がなされた後も、ゴミの撤去処分によって国が損害賠償請求を受けることを回避しようと考え、その予算措置を国土交通省本省に要求していたのであって、本件土地の売買によって国に財産上の損害を与えるようとはしていなかったと認められる。

(イ) 被疑者武内良樹（以下「武内近財局長」という。）、同田村嘉啓（以下「田村審理室長」という。）及び同加藤隆司（以下「加藤大阪航空局長」という。）について

池田統括及び三好上席は、森友学園側の提案に従う形で地下埋設物の撤去処分費を積算し、本件土地の価格から差し引くことを近財の幹部職員及び財務省本省理財局に知らせておらず、武内近財局長及び田村審理室長が、1億3400万円という売払価格は、鑑定評価額から大阪航空局の専門家による撤去処分費の積算額を控除したものとの池田統括の説明を信じたとしてもやむを得ないものと考えられる。

また、加藤大阪航空局長も部下である安地補佐らから大阪航空局において地下埋設物撤去等工事費用の積算を行ったことを知らされていないなどの事情もあり、そのまま決裁したとしてもやむを得ない面がある。

ウ 図利加害目的について

(ア) 池田統括について

検察官は、池田統括らが本件国有地を森友学園に売払いした動機として、自己保身等を内容とするものよりも国の利益を図るためであるとの弁解を排斥することは困難であるとして、図利加害目的を否定する。

しかしながら、これまで当検察審査会が検討したとおり、本

件国有地を更地価格から8億2000万円を差し引いて売り払わなければ、国にこれを上回る損害が発生したとの結論には、相当の疑問が残る。

池田統括は、本件国有地にかかる森友学園との交渉において、事実上の国側の代表者として矢面に立っており、森友学園の理事長らからのクレームにさらされていた。そのような中で、森友学園による地下埋設物撤去等工事の際の自己の判断ミスによる責任追及から解放されたいとの強い思いが、国に損害が生じるか否かの冷静な判断を誤らせ、自己保身のために本件国有地を森友学園側が希望する価格に近づけるため、売却価格ありきで値引きし、売払ってしまう方向に動いたのではないかと推認できる。

(イ) 三好上席について

三好上席は、池田統括が森友学園側の買受け要望に沿う方針を決定した際、何ら異議をはさむことなく、廃棄物撤去費用の積算に関して大阪航空局に指示を与えていた。これは、三好上席は、池田統括のように個人的な責任追及の意識は少なかったものの、森友学園からのクレームにさらされてきた経験は池田統括より長期にわたり、そこから解放されたいとの思いは池田統括に劣らないものがあったのではないかと考えられる。

エ 被疑者美並義人は、本件売買契約時の近畿財務局長であったため契約の名義人となったが、売払いの意思決定は、武内近財局長によってなされたものと認められる。

オ 池田統括と三好上席以外の被疑者については、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。

カ 背任罪に関しては、検察官において、政治家らによる働き

かけの影響の有無につき検討をしていることから付言すると、確かに本件不起訴記録中の被疑者の供述などからは、森友学園側の働きかけによる政治家の秘書等から財務省に対する陳情、問い合わせ等があった事実を受け近財を含む国側がこれに応じて何らかの便宜を図ったことがうかがえる証拠は認めなかった。しかし、本件不起訴記録にある証拠のみでは、政治家らによる働きかけの影響の有無については判断しがたく、この点についても検察官は、さらに捜査を尽くすべきと考える。

(2) 証拠隠滅罪及び証拠隠滅教唆罪について

本件不起訴記録を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がない。

(3) 以上のことと踏まえ、当検察審査会の判断としては、上記趣旨のとおり議決するものであるが、最後に付言するとすれば、本件のような社会的に注目を集めた被疑事件については、公開の法廷という場で事実関係を明らかにすべく公訴を提起する意義は大きいのではないかと考える。

従って、本件の被疑者中、その不起訴処分を不当とした者については、検察官において、更なる捜査を尽くし、その上で再考を要請する。

大阪第一検察審査会

